

## 群馬県被災農業者向け復旧支援事業実施基準等

### 1 実施基準

区 分		採択基準・実施基準・定義 等
I 助成対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災した農業者</li> <li>・被災した農業者が組織する団体</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 群馬県農漁業災害対策特別措置条例（昭和 35 年条例第 19 号。以下「県農災条例」という。）により指定災害として指定された災害（以下「指定農業災害」という。）により農業用施設等に被害が生じた場合であって、次に掲げる全てを満たす農業者とする。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 対象となる指定農業災害は、次に掲げる災害のいずれかに該当するものとする。                   <ol style="list-style-type: none"> <li>① 農業用施設等に 10 万円以上の被害を受けた農業者の戸数が 10 戸（当該被害が局地的災害によるものである場合にあつては、5 戸）以上となった災害（県農災条例第 2 条第 6 号関係）</li> <li>② ①に掲げるもののほか、被害の状況を勘案して知事が特に必要と認める災害（県農災条例第 2 条第 8 号関係）</li> </ol> </li> <li>(2) (1) に掲げる指定農業災害による農業用施設等の流失、全壊、大破等による被害額が 10 万円以上となった者（県農災条例第 4 条第 1 項第 3 号関係）</li> <li>(3) (1) かつ (2) に該当する旨の認定証明を市町村長から受けた者</li> </ol> </li> <li>2 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であつてはならないこと。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</li> <li>(2) 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</li> <li>(3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者</li> <li>(4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者</li> <li>(5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者</li> <li>(6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者</li> <li>(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者</li> <li>(8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者</li> </ol> </li> <li>3 農業者とは、経営耕地面積が 30 a 以上又は実施計画申請前 1 年間における農産物販売金額が 50 万円以上の農家をいう。 農業者が組織する団体とは、農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体とする。）</li> </ol>
II 助成対象となる事業内容	<p>助成対象となる事業内容は、助成対象者が自らの経営のために行う次に掲げるものとする。</p> <p>なお、原形復旧以上の施設の整備を行う場合は、被災前の施設を原形復旧する範囲までを対象とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 農産物の生産に必要な施設の復旧又は気象災害等による農業被害前の当該施設と同程度の施設の取得</li> <li>② 農産物の生産に必要な施設を修繕するために必要な資材の購入</li> <li>③ ①と一体的に復旧し、又は取得する附帯施設の整備</li> <li>④ 農産物の生産に必要な農業用機械（耐用年数を経過したもの及び修繕により利用できるものを除く。）及び附帯施設（修繕により利用できるものを除く。）の気象災害等による農業被害前と同程度の農業用機械及び附帯施設の取得</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 左欄①から④までの事業内容は個々の事業内容ごとに次に掲げる基準を満たすほか、本事業に要する経費に市町村による予算の支援（以下「市町村の支援措置」という。）を受けているものとする。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 個々の事業内容について、原則として事業実施年度内に完了する取組であること。</li> <li>(2) 国の農地利用効率化等支援交付金（被災農業者支援タイプ）の助成対象ではないこと。</li> <li>(3) 対象となる指定農業災害以降の取組であること。</li> <li>(4) 左欄④のうち農業用機械にあつては、利用計画を作成すること。</li> </ol> </li> <li>2 助成対象となる機械、施設について               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 助成対象となる施設、機械は、耐用年数が概ね 5 年以上のものとする。</li> <li>(2) 耐用年数とは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定めるものをいう。</li> </ol> </li> <li>3 助成事業費は、本県において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、当該地域及び事業の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設の規模及び構造、事業の規模等は、事業目的に合致しているものとする。</li> <li>4 事業費の低減を図るため適切と認められる場合は、直営施工を認め、当該直営施工に係る雇用労働者の労務費並びに資材費及びその他必要な経費が適切と認められる場合に限り助成対象とする。 ただし、自力施行等による自己の労務費は対象としない。</li> <li>5 請負業者の選定等に際しては、原則として助成対象者自らが 3 者以上からの入札又は見積合わせを行うことにより事業費の低減に努めるものとする。</li> <li>6 事業の実施区域は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 6 条の規定に基づき農業振興地域と指定された地域以外も対象とすることができる。</li> <li>7 運搬用トラック、パソコン等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。</li> <li>8 事業の対象となる機械等が中古機械等である場合には、中古資産耐用年数が 2 年以上のもの（法定耐用年数を経過したものについては、販売店等による 2 年間以上の保証があるものに限る。）であり、事業実施主体が適正と認める価格で取得されるものであること。</li> <li>9 修繕又は取得（以下「復旧」という。）する機械等について、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険又は施工・販売業者等による保証等の加入</li> </ol>

		<p>等、再度の気象災害等による被災に備えた措置がされるものであること。なお、その加入等の期間は、被覆期間中、稼働期間中又は災害の発生が想定される時季に限定せず、通年で加入等することとし、また、当該機械等の処分制限期間において加入等が継続されるものとする。</p> <p>10 復旧しようとする機械等の施工業者等が、G Lで対象として扱うデータ等を取得する場合は、そのデータ等の保管について取り決めた契約がG Lに準拠していること。</p> <p>11 復旧しようとする機械等が、トラクター、コンバイン又は田植機である場合には、農機データを当該機械メーカー以外のシステムでも利用できるよう、当該機械メーカーがA P Iを自社のウェブサイトや農業データ連携基盤等で公開し、農機データを連携できる環境を令和4年度末までに整備していること。</p> <p>ただし、当該機械メーカーが農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していない場合を除く。</p> <p>12 農業用機械の取得にあつては、地域において農業経営の改善を図るための取組に係る目標を設定していること。</p>
III 補助率	<p>① 市町村への補助額は、市町村が助成対象者に対して行う助成金の額を合計した額の1/2以内とする。</p> <p>② 個々の助成対象者への助成額のうち県費相当額は、右の助成金の算定方法によって得られた額を上限とする。</p>	<p>1 助成金の算定方法</p> <p>助成対象者ごとの助成金額は以下の(1)又は(2)及び(3)により算定した額を限度とする。</p> <p>なお、原形復旧以上の施設の整備を行う場合の助成対象事業経費は、被災前の施設を原形復旧する場合に要する経費とする。</p> <p>(1) 助成対象となる復旧、取得又は修繕に係る施設等(以下「助成対象施設等」という。)が農業用ハウスなど園芸施設共済の加入対象施設である場合は、園芸施設共済への加入が災害対策の基本であることから、助成対象施設等ごとに以下の①から③までのいずれか低い額を限度とする。</p> <p>① 助成の対象となる事業に要する経費(以下「助成対象事業経費」という。)に100分の15を乗じて得た額  <math display="block">\text{助成対象事業経費} \times 15/100</math></p> <p>② 助成対象事業経費から市町村の支援措置を控除して得た額  <math display="block">\text{助成対象事業経費} - \text{市町村の支援措置}</math></p> <p>③ 助成対象機械等が園芸施設共済に加入している場合には、助成対象事業経費に2分の1を乗じて得た額から支払共済金に2分の1を乗じて得た額を差し引いて得た額の1/2、園芸施設共済に加入していない場合には、助成対象事業経費に2分の1を乗じて得た額から、助成対象事業経費に助成対象施設等の経過年数及び施設の種類の種類に該当する時価現存率(園芸施設共済事務取扱要領(平成30年3月28日農林水産省告示第655号)別表1の時価現存率をいう。)並びに10分の4(園芸施設共済の付保割合の最大値である0.8に2分の1を乗じて得た額)を乗じて得た額を差し引いて得た額の1/2  <math display="block">((\text{助成対象事業経費} \times 1/2) - (\text{助成対象事業経費} \times \text{時価現存率} \times 4/10)) \times 1/2</math></p> <p>(2) 助成対象施設等が、畜舎や農業用機械など園芸施設共済の加入対象施設以外のものである場合の助成金の額は、当該施設等ごとに以下の①又は②のいずれか低い額を限度とする。</p> <p>① 助成対象事業経費に100分の15を乗じて得た額</p> <p>② 助成対象事業経費から市町村の支援措置を控除した額</p>
IV その他要件		<p>1 施設毎の助成対象事業経費が10万円未満のものは、助成対象としない。</p> <p>2 施設毎に千円未満の金額が生じた場合には、当該金額は切り捨てるものとする。</p> <p>ただし、施設の種別及び取得年月日(園芸施設共済の加入対象施設)が同じ場合は、複数棟をまとめて取り扱うことができるものとする。</p>